

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款の変更について（新旧対照表）※2026年1月1日付で変更

■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款

変更後	変更前	変更
<p>付則</p> <p>1.本約款の実施期日 (実施期日) この改正規定は、2026年1月1日から実施します。</p> <p>2.「「強い経済」を実現する総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2025年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (以下本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19(2)②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p>	<p>付則</p> <p>2.「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19(2)②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p> <p>3.「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2023年11月2日の閣議決定「デフレ脱却のための総合経済対策」(以下本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19(2)②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。 (2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>	<p>追記</p> <p>変更</p> <p>削除</p>